

令和 7 年度

建設事業

山梨西部広域環境組合
新ごみ処理施設造成工事(2工区)

特記仕様書

山梨西部広域環境組合
建設課

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、山梨県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に定める事項の特記仕様書であり、令和7年度に山梨西部広域環境組合が発注する建設事業「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設造成工事(2工区)」に適用する。

なお、この工事の施工に当たっての一般事項は、共通仕様書によるものとする

(関係諸法令等の遵守)

第2条 工事施工に当たっては、「道路法」、「道路交通法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働安全衛生法」等、関係諸法令、諸官庁通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁署への届出及び許可の手続きは速やかに行い、監督員に報告するものとする。

(工事時間)

第3条 本工事の作業時間については、午前8時30分から午後5時00分までとする。

また、建設機械等の搬入については、国道140号を利用し、朝夕の交通量を考慮して午前9時00分から午後5時00分の間で行うものとする。

(施工計画書の提出)

第4条 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について記した施工計画書を作成し監督員に提出するものとする。また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事着手前に変更計画書を提出するものとする。ただし、監督員が施工計画書の提出は不要と判断した場合は、この限りではない。

(現場代理人)

第5条 現場代理人は、必ず現場に常駐し、工事の運営・取締・下請負等の管理を行わなければならない。現場代理人が職務に不相当と思われる場合、改善を求めることがある。

(隣接工事との調整)

第6条 工事着手前には、隣接工事の請負者と事前に協議し、工程並びに安全管理等の打ち合わせを行い、安全で円滑な工事を遂行するため、調整を図ること。

なお、隣接工事との関連により工程上の制約等を受ける場合、及び本工事の施工に当たり関係機関等から施工に関する条件等(時間的制約を含む)を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(起工測量)

第7条 請負者は、施工に先立ち現地において起工測量を行い、その成果を工事打合簿により必ず提出するものとする。

なお、設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、監督員と協議すること。

(地下埋設物等の調査)

第8条 工事着手前には、地下埋設物等の支障物件について調査し、監督員に報告するものとする。

なお、工事に支障が生じる場合は、施工方法及び工程について監督員と別途協議すること。

(工程管理)

第9条 工程管理は、綿密に計画し、逐次進捗状況を監督員へ報告するものとする。

(工事現場管理)

第10条 請負者は、工事の施工にあたって次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合には、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 5) 工事作業については、日曜日・祝日は休工とすること。
- 6) 以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

(公害対策)

第11条 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生ずる恐れがある場合には、その対策等について監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、工事の施工に際して「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制を受け、新たに騒音の規制に関する対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、請負者の施工上の欠陥による場合は、この限りではない。

(粉じん対策)

第12条 請負者は、工事の施工にあたって次の粉じん対策を行うものとする。

- 1) 乾燥時や強風時等、粉じんが発生・飛散しやすい気象条件下には、散水や清掃を行い、粉じんの発生の抑制に努めること。
- 2) 仮置土や残土を長期に保存する場合には、シートなどで養生し、粉じんの飛散の防止に努めること。
- 3) 仮囲いについては、景観や防音、粉じんの飛散防止などに配慮した製品を採用し、設置すること。
- 4) 工事現場には、工事車両のタイヤに付着した土・泥等を落とす洗浄設備を設置し、工事車両による土・泥等の現場外への持ち出し、粉じんの発生低減に努めること。

(濁水対策)

第13条 濁水対策については、施工途上においても土砂の流出防止に努め、請負者の責任において濁水防止対策を講ずること。

また、既存の沈砂池及び排水施設についても、工事中に土砂が地区外に流出することがないように留意し、請負者の責任において、浚渫等の維持管理(水質検査も含む)に努めること。詳細は、監督員と協議すること。

(アイドリングストップ)

第14条 請負者は、大気汚染物質の発生抑制の観点から、適切な工程管理・作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努めること。

(交通誘導員)

第15条 本工事の施工に際し、現場の安全確保のため「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとし、交通誘導員の配置及び保安施設の設置を行い、一般の交通に支障を及ぼさないようにすること。

なお、条件等の変更が必要となる場合は、監督員と協議すること。

- ・ 期間 現場で作業を行う期間は、概ね 283 日間とする。
- ・ 時間帯 昼間（午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）
- ・ 配置人数 1名／日

(施工管理)

第16条 施工管理は、原則として共通仕様書によるものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。また、施工管理の方法・規格値等は、施工計画書に記載すること。

(段階確認)

第17条 段階確認に当たり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1) 段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認・整理し段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し提出すること。

2) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には、必ず社内検査を実施し設計図書どおりの施工がなされているか事前確認をすること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合には提示しなければならない。

3) 段階確認時の注意事項

段階確認においては、確認部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

4) その他

段階確認の計画書について、監督員の承諾を得た場合には請負者の様式により管理できるものとする。

(盛土工等における不足土)

第18条 本工事(盛土工等)における不足土については、山梨県及び構成市町から搬入される「公共工事建設発生土」を使用するものとし、請負者は、搬入業者と連絡を取り合い、受入の調整に努めること。

また、土の搬入・受入作業については、本組合が発注した隣接工事との調整が必要となるため、請負者は他工事の請負者とも十分に連絡を取り合い、お互いに安全で円滑な工事の遂行に努めること。

(再生資材の利用)

第19条 本工事において、請負者は次の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。

また、使用に際しては「舗装再生便覧」等を遵守すること。

資 材 名	規 格	使 用 箇 所
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤
再生アスファルト混合物	再生粗粒度	舗装の基層
再生アスファルト混合物	再生密粒度	舗装の表層

(出来形測量)

第20条 請負者は、設計図書に従って現場で出来形測量を行い、その結果に基づき設計数量に対応した出来形数量表及び出来形図、展開図等を監督員に提出すること。また、設計図面を活用できる場合は、設計値と対比した形式で作成し、提出は出来形測量が可能なところから順次提出すること。

提出する出来形数量表については、ただ数量のみでなく計算根拠を明示するものとし、提出する資料は、事前にチェックし、手戻りのないようにすること。

(高度技術及び創意工夫)

第21条 請負者は、工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(安全・訓練等の実施)

第22条 本工事における安全・訓練等の実施については、次のとおりとする。

1) 安全・訓練等の実施

請負者は、本工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育
2. 本工事内容などの周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し監督員に提出するものとする。

3) 安全・訓練等の実施状況報告

請負者は、安全・訓練等の実施状況を工事報告書に記録、保管し監督員から請求時に提示するものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

第23条 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、または平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、また、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業に評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(黒煙浄化装置付)を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議し設計変更するものとする。また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているため、これを確認できるように撮影すること。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの) 〔油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機〕 ・ローラ類 〔ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ〕 ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。

(建設廃棄物の適正処理)

第24条 本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設へ搬出し産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処分すること。

(舗装版切断時に発生する濁水処理)

第25条 舗装版切断時に発生する濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

なお、現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

(再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出)

第26条 本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(Excel 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は、速やかに当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部(紙)を完成図書に添付し、また、電子媒体により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは、自社で1年間保管するものとする。

(工事实績の登録)

第27条 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成して監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

(成果品の提出)

第28条 成果品については、要領及び運用マニュアルに基づき、作成した電子データ及び紙を次のとおり提出すること。

- 電子媒体(CD-R)……………2部
- 紙、出来形管理図(現場検査用)……………1部
- その他の完成書類

(その他)

第29条 請負者は、「建設工事必携」(令和7年4月)を熟読、理解し、手続き、提出書類の手戻りがないようにすること。

また、設計図書等に記載されているが、実際に現場で施工する際により良い方法、材料等がある場合、疑問点が生じた場合は、監督員に提案、照会、確認を積極的に行うこと。

その他、特記仕様書により難しい場合は、監督員と協議するものとする。